

公開・非公開の別	【開催日】平成 29 年 2 月 1 日（水） 【時 間】13 時 30 分～ 15 時 00 分 【場 所】岸和田市役所 第 1 委員会室	【傍聴人数】0 名 【傍聴室】岸和田市役所 第 1 委員会室
公開		
【名称】平成 28 年度第 3 回岸和田市指定管理者審査委員会		
【出席者】		
○は出席、■は欠席		
委 員	山本（宏）	委 員
○	○	○
委 員	山本（政）	○
○	○	○
《所管課》保健福祉部：藤原部長 福祉政策課：春木課長、鈴木参事 《事務局》企画調整部：黒石部長 企画課：藤浪課長、藤井参事、井元主任、濱口担当員		
【議題等】		
1.新福祉総合センターの審査基準について（福祉政策課） 2.その他		
内容		
1. 新福祉総合センターの審査基準について（福祉政策課）		
【福祉政策課からの説明】		
第 2 回指定管理者審査委員会で指摘を受け、修正した部分を資料 1～6 をもとに説明。		
【質疑・意見概要】		
委 員：仕様書の 6 事業内容の「高齢者福祉に関する運営業務」については、資料 4 新福祉総合センター基本計画の記載項目を抜粋したとのことであるが、高齢者福祉のうち交流集会在が抜けているのではないか。		
担当課：抜けているため追加する。		
委 員：資料 1 指定管理者候補者審査基準に記載の「事業」が何を指すのかがわからないので、まず、資料 5 新福祉総合センター基本計画掲載業務運営区分に関して、直営事業、自主事業、独自事業の区分を教えてください。		
担当課：直営事業は市が直接実施する部分。指定管理指定事業は今回の仕様書にもりこんだ項目。自主事業は、事業者からの提案となるので現在入れていない。市の委託は、社会福祉協議会に対して市が別途委託している事業。独自事業補助は、社会福祉協議会が独自事業として実施しているが、公益性が高いことから市が補助金を支出している事業。独自事業は、社会福祉協議会が独自に実施している事業。ボランティア活動は、主として新福祉総合センターを拠点としてボランティアの方が担っている活動ということで区分している。		
委 員：資料 1 のイの②「指定管理者が提案する事業の内容が施設の設置目的にふさわしいものか」の「事業」は、指定管理事業も自主事業も独自事業も全て含むのか。「利用者の要望の把握、実現方策」④「設置目的の向上に資するような自主事業など新たな取組を考えたいか」の「自主事業など」は自主事業プラス独自事業なのか。		

担当課：②については、指定管理事業も自主事業も含めてである。④の自主事業については、現在空欄としている部分に対しての社会福祉協議会からの新たな提案と考えている。

委員：では、独自事業はどちらにも入らないということでしょうか。

担当課：社会福祉協議会が社会福祉法の定めに基づいて、地域の福祉の向上のために独自に取り組む事業は、指定管理者であるかどうかに関わらず、社会福祉協議会として果たすべき役割と認識しているので、この部分は含めないで考えていただきたい。これを含めてしまうと、今後、公募した場合に非常に評価が難しくなる。

委員：では、④の「自主事業など」は、独自事業を含まない「自主事業」だけでよい。

担当課：「自主事業」だけでよい。

委員：具体的に想定できる自主事業と独自事業は主にどのようなものか。

担当課：独自事業としては、高齢者や障がい者に対する就労の相談、心配ごと相談の事業、障がい者や引きこもりの方に対する就労の機会の提供など、現在、社会福祉協議会が自らの責任で実施している事業が挙げられる。自主事業については、新福祉総合センターの利用促進の中で社会福祉協議会が提案してくるのではと考えているが、特に想定はしていない。

委員：新福祉総合センターを建てて、その建物利用を最大化する中で独自事業も含まれるならそれも入れてもよいのではない。

担当課：今回独自事業として区分したのは、社会福祉協議会が社会福祉法の定めによって地域福祉の向上のため自ら取り組むべき事業である。この独自事業は、社会的に様々な保障もあって実施されるため、将来公募になった場合、この独自事業を含めると他の事業者との競争の中で、比べようがなくなってしまうので分離した。
社会福祉協議会の事務所がここに入るので、今回は新福祉総合センター内で実施するというので資料5の中に整理したが、場所を変えて独自事業を実施することもあり得ると想定している。

委員：新福祉総合センター基本計画には、新福祉総合センターの中に市民活動の全体的な支援センターや権利擁護センター等を作るという記述があったが、これは今回の指定管理業務とは関係ないという位置づけでよい。

担当課：市民活動サポートセンターは、同じ建物の中に設置はするが条例も所管課も別で、今回の指定管理業務には含めていない。権利擁護センターは、現在、社会福祉協議会が設置し運用しているので、社会福祉協議会が新福祉総合センターに入れば、そこで実施されるということで記載した。

委員：社会福祉協議会が、権利擁護センターをもっているのか。資料5の一覧の中で権利擁護は市の直営事業になっている。

担当課：日常生活自立支援事業は、市が補助しながら社会福祉協議会が独自でしている。成年後見については、親族等で成年後見人になる人がいなければ、市長が申し立てすることになっているので、申し立ての部分を含めて直営事業としている。また市民後見人の養成を国でも推奨していることから、これに関連する事業については市が委託料を支払って大阪府の社会福祉協議会が実施主体として実施しているということで記載した。新福祉総合センター基本計画ではこれらの事業を含めて権利擁護ととらえている。

委員：権利擁護センターの中で成年後見や虐待防止等を扱うのではないのか。

担当課：虐待防止については、施設や警察等からの通報をいただいて市で直接対応し、必要に応じて地域包括支援センターの協力をいただいて運用している。

委員：資料５で新福祉総合センターの基本計画掲載業務となっているので、成年後見や虐待防止は新福祉総合センターの中で実施する業務のように見えるのだが、新福祉総合センターでは実施しないということか。

担当課：場の提供はあるかもしれないが、直接新福祉総合センターで実施するというわけではない。社会福祉協議会が新福祉総合センターに入れば、権利擁護センターについては社会福祉協議会の独自事業としてすることになる。

委員：災害備蓄倉庫も別の部局がするということでよいか。

担当課：よい。

委員：新福祉総合センター基本計画に則って仕様書の６事業内容(１)を整理したとのことだったので、新福祉総合センター基本計画の P21 に書かれている施設の基本的な役割・事業内容を整理しているのかという確認であったかと思う。基本計画からシフトした時に、そのあたりの説明があった方が基本計画を読んだ人が納得しやすい。委員全員の共有のため、もう一度ご説明いただきたい。

担当課：新福祉総合センター基本計画の中で P34 以外に記載している部分から、例えば P22 の、高齢者福祉の拠点の基本的機能と事業内容等を示した表をできるだけ引用する形で資料５を作成した。P34 の新福祉総合センターの基本的な機能と対応する施設方で採点する方がよいということであれば、また再編の作業を行う。

委員：その必要はないが、資料５と仕様書の ６ 事業内容(１)が適合しているのかを確認したかった。

担当課：資料５については、新福祉総合センター基本計画の P21 以降の表の部分について一覧にまとめた。仕様書については、先程委員からご指摘のあった部分を追加すると、指定管理業務については全て含んでいると認識している。

委員：指定管理者として行なうべき事業と関連する事業との関係がわかるように整理する必要がある。

委員：基本計画に書いている内容が仕様書に反映されるべきで、仕様書をより分かりやすくするために、更に具体的な事業に踏み込んで資料５として整理したと理解している。そう読んでいると抜けている部分があり、仕様書をもう少し精密にした方がよいのではないか。委員のご意見は、市が指定している事業と指定管理者が創意工夫で提案する事業とがうまく噛み合っていないと、この事業全部がクリアできないのではないかという意味だと思う。

担当課：新福祉総合センター基本計画に記載の内容については、社会福祉協議会も新福祉総合センターの中に事務所を借りて入るという前提で書いているので、独自事業、ボランティア活動、委託事業、直営事業、全て基本計画にもりこまれている。指定管理業務として実施するのは、資料５の網掛けをしている部分の事業であり、空欄となっている自主事業は、社会福祉協議会に提案していただく。このふたつの部分が評価していただく対象である。他の取組については、新福祉総合センター全体の機能の向上の中でうまくリン

クしているかどうかという視点で評価していただきたい。

委 員：資料１の最後、「指定管理者の管理区分以外の施設部の管理運営の調全体制が適切か」と書かれているので、管理区分以外のところでどういう機能があり、どういう連携を行う必要があるのかをお聞きしたい。特に市民活動支援センターなどはかなり密接に連携してもらわないといけない。箇条書きでもいいからこういうところをチェックするというのを教えていただきたい。

担当課：市民活動サポートセンターについては、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターとの役割分担が必要となる。福祉に関する分野はボランティアセンター、それ以外は市民活動サポートセンターが担い、相互に連携しながら運営していくという形である。社会福祉協議会がボランティアセンターという看板をあげるかどうかは現在調整中だが、従来、福祉分野のボランティアの皆さんに対して支援してきた活動はボランティアセンターの方で担う。

委 員：障がい児の総合通園施設というのも、同じ施設内ですか。

担当課：障がい児の通園センターは同じ施設の中にあるが、認可を受けて運営していく施設ということで、保育課が直営で運営していく施設である。

委 員：今回の指定管理業務とは関係ないということか。

担当課：例えば警備等は、スケールメリットを享受するためにも一体的に管理するのがふさわしいということで、総合通園センターとの連携も必要になってくる。

警備会社についても複数社にまたがると混乱するので、１社にまとめて指定管理者の契約している業者に随意契約することを考えている。

委 員：仕様書の事業内容に、事務室の運営、アリーナの運営、浴室の運営というのが入っているが、これは施設管理ではなく人材配置が必要という意味なのか。

担当課：基本的には施設管理が中心だが、利用のための補助的な業務は含んでいる。使用許可を出すだけではなく、その適切な運営管理、例えば浴室であれば清掃業務等も付帯してくると思っている。

委 員：施設管理業務に含めていないということは、見回りなどもひっくるめて書いているということですか。

担当課：よい。

委 員：「指定管理者の管理区分外の施設と管理運営の調全体制が適切か」という項目は、評価のしようがないから配点を下げたという話だったが、提案の際にこれに関する記述がないと採点のしようがない。年に何回連絡会議や打ち合わせをする、というような記載があれば評価のしようはある。

また、新福祉総合センター基本計画の区分で、地域福祉推進の拠点、市民活動推進の拠点、防災拠点については、今回の指定管理業務に含まれていないと理解してよい。

担当課：地域福祉については、仕様書の中で、P2（２）「地域福祉計画に関する業務」ということで、「取組の枠組みをふまえて新福祉総合センターに併設された施設とも密接に連携して関連する情報を収集、相互の情報交換ができる場となるような運営」ということで提案をしていただくというと考えている。

委 員：市民活動、防災は指定管理業務から除外しているということですか。

担当課：除外している。

委員：言葉の定義付けになるが、条例で 12 条の「指定管理させる業務」では、新福祉総合センターの管理と書いていて、運営管理ではなく管理としか書いていないが、施設管理ととらえるのが自然かと思われる。仕様書では運営も入っている。この辺りの定義付けはどのようになっているのか。

担当課：条例で運営に関する部分の表現としては、13 条（3）「福祉総合センターにおいて実施する事業に関する業務」というところで管理運営等のソフト事業の実施というところをここに含めて表現している。

委員：表現の問題だが、資料 1 のイー①の「団体が提案した管理運営方針が～」の「団体」というのは、応募団体のことか。イー②では「指定管理者が提案する事業の内容は～」となっているがこちらも統一した方がよいのではないか。

委員：統一した方がよい。応募している段階では「団体」、決定したら「指定管理者」と表現すべきであろう。

委員：緊急時対策に関する項目である資料 1 のウー⑮、ウー⑯と、新福祉センター基本計画の P30 にある防災拠点としての記述と、仕様書の「災害時避難所の開設、運営への協力」との関連を聞きたい。新福祉総合センターでは従来の避難所に加えて福祉避難所と災害ボランティアセンターの 3 つの機能を持つということかと思うが、その中で評価しないといけないのはどの点か。従来の災害避難所であれば防災部局が来て社会福祉協議会は施設管理をすればよいが、福祉避難所なら福祉部局が中心になるだろうし、災害ボランティアセンターだと人員体制も必要になってくる。

担当課：福祉避難所については今のところ準備段階で、直ちに開始されるということにはならない。災害ボランティアセンターは全国的だが、社会福祉協議会が主導で展開する。一般的な避難所の開設、運営について協力していただくということで記載している。

委員：資料 5 の整理は今回初めてだが、これ以後、こういう整理を各部局してほしい。特に指定管理者が提案する指定管理業務と、委託事業を混同していることや、指定管理業務の中に入る自主事業と、受任者が自ら提案する収益獲得型の自主事業を混同していることが多かった。自主事業というのは、あくまでも受任者側の自己責任、利用料金制のうえに立ってやるべきもの。指定管理業務を受任者側が提案してきた場合、網掛けの部分に入ってくる。今回はこのように整理していただき、感謝申し上げます。それでは審査基準の審議に入ってよいか。審査基準についてご質問はないか。

委員：各業務の従事割合が混在していないか。浴室は、地域に浴場がなくなったために公衆浴場のような形で設けるということで、特に高齢者対策、障がい者対策ではないということか。

担当課：浴室は老人福祉センターにおいて必置施設であるため、主としてはその利用目的で利用させていただくが、その利用を妨げない範囲において一般の利用促進を図りたいと考えている。

委員：指定管理業務とそれ以外が混在しており、料金の受け渡しや申請など別途請負契約する部分や委任する部分もあるので、従事割合をきちっとした形で出していただきたい。

担当課：使用料の徴収については、指定管理者の指針に従って別途徴収の委託契約を締結すると

いう形で考えている。

委員：審査基準そのものについての再修正や指摘は出ていないが、これで審査に入ってよいか。

委員：審査基準のイー④、「設置目的の向上に資するような、自主事業など新たな取組を考えたか」とエー①「市の地域福祉計画の目的達成に向けた取組を考えているか」は同じような質問にならないか。大事な項目なので複数あってもよいと思うのだが、使い分けがあるなら教えていただきたい。

設置目的は新福祉総合センター基本計画を見て、福祉計画は地域福祉計画を見るという使い分けでよいか。

委員：重複しているのは気になったが、細かく考えていくと、管理運営方針が設置目的に適しているかどうか、事業内容が設置目的に適しているか、という点では少し違っているので構わないかと思う。

委員：関連している項目については記載しておくという方法もある。

委員：条例に基づく計画があり、その計画に基づいて施設の設置目的が明確化されている。その設置目的に基づいて指定管理者の仕様書を作成するという流れになっているはずなので、全体的にその根拠となる計画に沿った取組を考えているかというチェックは必要かと思う。しかし、エー①は、「その他、市の地域福祉計画の目的達成に向けた取組を考えているか」というのがふさわしいかと思う。主として高齢者福祉障がい者福祉がメインだが、仕様書 6（2）に「地域福祉計画に関する業務」とあり、これに対応した判定がここになると理解してはどうか。イー②、イー④は障がい者福祉、高齢者福祉の観点で判定し、エー①はその他の観点で判定する。いずれにせよ「地域福祉計画」という言葉があるということは、非常に重要である。

委員：同意見である。新たな施設で、いろんな施設が集合しての拠点という形になるのだから、最初は詳細に評価してもよいと思う。

委員：それでは、エー①は「その他」という解釈でよいか。エー①に「その他」を入れたら不都合が生じるか。

担当課：不都合はない。

委員：それではただいまの説明内容を受け、審査基準については修正箇所を含めて承認したということよろしいか。

各委員：了。

2. その他

【事務局からの説明】

資料 7・8 について説明。

【質問・意見】

委員：産業会館の従事割合をきっちりしていただきたいと申し上げたかと思うが。

事務局：従事割合については、今年度から提出をお願いしたところもあり、ここには記載がないところもあるが、来年度も継続して提出する様に進めていきたいと思っている。

委員：岸和田城やだんじり会館のように、目に見える形で示してほしい。

委員：指定管理者制度を導入している施設の中に指定管理者が事務所を持っているケースはほかにあるのか。その場合は、各事業が独自事業なのか、指定管理業務等なのか明確にしておきたい。

事務局：観光振興協会が管理するだんじり会館等が挙げられる。新しく指定管理者を募集する際には、今回のような表を整理するという形で進めていきたい。しかし指定期間の途中である施設については、段階的な整理になる可能性もあるが順次進めていきたい。

委員：産業会館について、「地域関係機関、ボランティア等との連携をはかりその内容を具体的に記載するよう改善のこと」記載があるが、この主旨は本当にやっているのかということである。企画事業の取組がひとつもなく、貸館機能だけというのが現実で、単なる貸館であれば、これだけの費用は不要だと考えている。その意味を込めているということとは伝えてほしい。また、基本計画等とどう対応しているのか。それが何もないなら産業会館の設置条例、産業振興ビジョンや産業振興計画のどの部分に位置付けられるのかという体系を書いておくべきである。

委員：商工会議所の独自事業が指定管理業務と重なっていないかチェックが必要であると感じる。商工会議所の定款に書いている独自事業が、一部指定管理料として支払われていないかというところを確認すべき。

委員：今回のように基本計画等を資料として出してもらうのはよいと思う。

委員：該当ページの抜粋でもよい。条例若しくは法律、そこから計画、施設の位置づけ、それに基づいた仕様書という流れを我々も明確に理解しておかなければ、審査委員会として責任をもった判定ができない。

浪切ホールの企画事業に関する指定管理料について、事業費の3分の1を上限としているのは、資料5のような整理をした上で事業費やチケット収入を積算し、なお3分の1なのか。そのような積算をしていないのであれば、指定管理業務の企画事業と自主事業を仕分けして、企画事業の平均収入額等をもう一度分析し直すべきである。料金回収がほぼ見込めないような社会福祉型の事業等も全て含めてこの数字が出てきたということであれば、それはおかしいのではないか。チケット料金で全ての事業の料金回収を図るのであれば、いわゆる社会的少数者を対象とする事業をすると不利だということになってしまう。

では、ただいまの報告事項について、ご指摘・ご質問は以上ということによろしいか。

委員：了。

事務局から、今後のスケジュールについて説明の後、委員長から閉会の挨拶があり委員会終了。